

介護老人福祉施設 松寿園

利用料金表

(令和6年8月改定)

別紙①

介護サービス費(1割負担の場合)・・・①

要介護度	基本単価	1日 (加算を含む)	1ヶ月(30日) (加算を含む)
要介護 1	670	772 円	26,653 円
要介護 2	740	842 円	29,047 円
要介護 3	815	917 円	31,612 円
要介護 4	886	988 円	34,040 円
要介護 5	955	1,057 円	36,400 円

食費・・・②

負担限度段階	1日	1ヶ月(30日)
第4段階	1,445円	43,350 円
第3段階①、②	①650円②1,360円	①19,500②40,800 円
第2段階	390円	11,700 円
第1段階	300円	9,000 円

居住費・・・③

負担限度段階	1日	1ヶ月(30日)
第4段階	2,066円	61,980 円
第3段階①、②	1,370円	41,100 円
第2段階	880円	26,400 円
第1段階	880円	26,400 円

※介護負担割合証に応じて介護サービス費が1割、2割、3割負担になります。

① + ② + ③ =	円/月
-------------	-----

◎介護サービス費加算内訳

1. 日常生活継続支援加算2	<input checked="" type="checkbox"/>	46 円/日
2. 夜勤職員配置加算IV2	<input checked="" type="checkbox"/>	21 円/日
3. 看護体制加算 I	<input checked="" type="checkbox"/>	4 円/日
4. 看護体制加算 II	<input checked="" type="checkbox"/>	8 円/日
5. 個別機能訓練加算 I	<input checked="" type="checkbox"/>	12 円/日
6. 個別機能訓練加算 II	<input checked="" type="checkbox"/>	20 円/月
7. 栄養マネジメント強化加算	<input checked="" type="checkbox"/>	11 円/日
8. 口腔衛生管理加算 II	<input checked="" type="checkbox"/>	110 円/月
9. 安全対策体制加算(新入園時のみ)	<input checked="" type="checkbox"/>	20 円/1回のみ
10. 科学的介護推進体制加算 II	<input checked="" type="checkbox"/>	60 円/月
11. 初期加算	<input type="checkbox"/>	30 円/日
12. 看取り介護加算(死亡日以前4~30日)	<input type="checkbox"/>	144 円/日
13. 看取り介護加算(前日・前々日)	<input type="checkbox"/>	680 円/日
14. 看取り介護加算(死亡日)	<input type="checkbox"/>	1280 円/日
15. 看取り介護加算(死亡日以前31~45日)	<input type="checkbox"/>	72 円/日
16. 経口維持加算 I	<input type="checkbox"/>	400 円/月
17. 経口維持加算 II	<input type="checkbox"/>	100 円/月
18. 経口移行加算	<input type="checkbox"/>	28 円/日
19. ADL維持等加算 I	<input checked="" type="checkbox"/>	30 円/月
20. 介護職員等処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/>	14.0 %/月

☑の加算は、上記金額に含みます。

◎食費と居住費の負担限度について

第4段階	市町村民税、本人もしくは世帯課税の方が対象です。
第3段階	市町村民税非課税世帯の方で、第2段階に該当しない方が対象です。 ①年額80万円超120万円以下 ②年額120万円超
第2段階	市町村民税非課税世帯の方で、合計所得金額及び課税年金収入の合計が年額80万円未満の方が対象です。
第1段階	生活保護受給者等が対象です。

※非課税世帯であっても預貯金等の合計金額が、以下の場合は対象外となります。

- 第3段階②・・・預貯金等の合計額が、単身で500万円超、夫婦で1,500万円超
- 第3段階①・・・預貯金等の合計額が、単身で550万円超、夫婦で1,550万円超
- 第2段階・・・預貯金等の合計額が、単身で650万円超、夫婦で1,650万円超
- 第1段階・・・老齢年金受給者で預貯金等の合計額が、単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超

※世帯分離の場合であっても配偶者が課税世帯の場合、負担軽減は受けられません。

◎高額介護サービス費について

第3段階	月額介護サービス費の上限が、24,600円となります。
第2段階	月額介護サービス費の上限が、15,000円となります。
第1段階	月額介護サービス費の上限が、15,000円となります。